

第 10 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 10 月 24 日 午後 1 時 30 分から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 議席議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(所有権移転 1 件)

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分 1 件)

日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等転用事業計画
変更承認申請について
(農業委員会許可分 1 件)

日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定による買
入れ協議を行う旨の要請について
(1 件)

日程第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
ついて
(賃貸借 48 件、使用貸借 4 件)

- 4 出席委員
- 1番 鷺見幸生 2番 杉本道哉 3番 川端 敦
- 4番 田中昭一 5番 高橋 智 6番 森長正徳
- 7番 西田勝敏 8番 佐藤弘之 9番 河端英利
- 10番 松田一博 11番 橋口善一郎 12番 青山佳代子
- 13番 山田正人 14番 中道雅彦 15番 北川正則
- 5 事務局説明員
- 局長 泉 陵平 主査 鈴木 渉 主事 野島薫光

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いいたします。
ご着席願います。

局長 ただいまから、令和7年第10回由仁町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いいたします。

議長 本日招集いたしました令和7年第10回由仁町農業委員会総会の出席者は15名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第10回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
15番 北川委員、2番 杉本委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』

 本件は農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

 内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

 本件は、所有権移転1件であります。

 農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」、「地域計画の達成に支障がないこと」という各要件を満たしていなければなりません、全ての要件を満たしているものと判断しております。

 議案の2ページをお開き願います。

 1番ですが、土地の所在は川端93-1、95-1の2筆の畑で、合計面積は24,713㎡です。

 譲渡人は、安平町の■■■■氏、譲受人は千歳市の■■■■です。

 申請理由は、譲渡人は、法人の設立に伴い、所有している申請地を売却するものであり、譲受人は申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

 なお、農地の売買価格については、■■■■円で、10aあたり■■■■円であります。

 申請地の所在について説明しますので、議案資料の1ページをお開き願います。

 申請地は、町道山手線の西側にある農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所であります。

 以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

局長 (議案朗読)
議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』
本件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に対して意見を聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査 (内容説明)
議案第2号について、ご説明いたします。
議案の4ページをお開き願います。
本件については、土砂採取事業に係る運搬道路の設置による一時転用申請1件であります。

1番ですが、こちらは、令和5年12月25日付けで許可した土砂採取に係る案件に関連するもので、このあとの議案にも関連した案件となっております。

主査 申請者は、土地所有者である川端自治区の[]氏で、事業実施者は、札幌市の[]です。

事業実施場所につきましては、川端 1539-1 の 1 筆の田で、転用面積は 3,500 m²です。

なお、転用期間は、令和 7 年 11 月 28 日から令和 8 年 12 月 21 日までとなっております。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の 2 ページ、3 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の 5 ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、町道川端開拓線の西側にある、許可申請地と矢印で示した白線で囲まれた農地です。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、10 月 17 日に開催した農地部会において、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 2 号については、当農業委員会として許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

局長 （議案朗読）
議案第3号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』
本件は、農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農地等転用事業計画について、計画の変更承認申請書の提出があったので、承認するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査 議案第3号について、ご説明いたします。
議案の7ページをお開き願います。
本件は、土砂採取事業に伴う一時転用の計画変更申請1件であり、既に許可を受けた事業計画に変更が生じることから、事業計画の変更承認を受けようとするものです。

1番ですが、申請者は、土地所有者である川端自治区の
氏、氏、事業実施者は、札幌市の
です。

事業実施場所については、川端1539-1から1578までの2筆の田と1筆の畑で、当初の転用面積は22,843㎡で、変更後の転用面積が、26,343㎡となっております。

変更の理由についてであります。現在隣接地において、土砂採取を行っているからの許可を受けて使用している運搬道路ですが、が行っている土砂採取事業が来月11月27日で完了することになってお

主査 ります。

このことから、新たに運搬道路を設置するために変更するものであり、先ほどの議案第2号で議決いただいた案件にも関連するものであります。

具体的な内容については、運搬道路の設置に伴い、事業区域面積が3,500㎡の増の26,343㎡となっております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、先ほどの新規案件の転用に関連するものであり、こちらにおいても現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして、決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、当農業委員会として申請内容のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、申請内容のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

本件は、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第4号について説明いたします。

議案の9ページをお開き願います。

本件は1件で、農地売買等支援事業の一時貸付タイプとして、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、由仁町長が本事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっております。

1番ですが、土地の所在は光栄92-3から123-1までの7筆の田で、合計面積は60,796㎡です。

あっせん申出者は、下古山自治区の■■■■氏です。

本件は10月20日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ下古山自治区の■■■■を予定しております。

議案資料の4ページをお開き願います。

農地は、下古山地区の町道南北線沿いにある農地であっせん申出地①から⑦までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格については、あっせん申出地①、③、④、⑦の水田が10aあたり■■■■円、あっせん申出地②、⑤、⑥の水田が10aあたり■■■■円、合計金額が■■■■円です。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第4号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 次に、日程第7、議案第5号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第5号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、貸借の関係になりますので、野島主事に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)
主事 議案第5号について、ご説明いたします。
議案の11ページをお開き願います。
本件は、賃貸借が48件、使用貸借が4件の農用地利用集積等促進計画となっております。

主事

今後の手続きにつきましては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

なお、促進計画の公告日については、12月1日を予定しております。

促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

農作業に常時従事すること。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

1 番ですが、土地の所在は山形 95 から 111 までの 4 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 44,184 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が ■■■■■ 円、畑が ■■■■■ 円で、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、山形自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じ山形自治区の ■■■■■ で更新の案件です。

2 番ですが、土地の所在は古川 32 から 45 までの 3 筆の畑で、合計面積は 11,432 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円で、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、札幌市の ■■■■■ 氏と東栄の ■■■■■ 氏、借主は、古川自治区の ■■■■■ 氏で更新の案件です。

3 番ですが、土地の所在は古川 510、515-1 の 2 筆の田で、合計面積は 4,549 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円で、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、古川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じ古川自治区の ■■■■■ 氏で更新の案件です。

主事

4 番ですが、土地の所在は古川 119-1 の 1 筆の畑で、面積は 49,468 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ古川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

5 番ですが、土地の所在は古川 567-1 の 1 筆の田で、面積は 4,200 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ古川自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

6 番ですが、土地の所在は新光 187-1 から 208-1、光栄 132-1 から 619 までの 6 筆の田で、合計面積は 53,724 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、下古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、熊本自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

議案の 12 ページをお開き願います。

7 番ですが、土地の所在は岩内 3197 から 3251 までの 3 筆の田で、合計面積は 51,130 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ岩内自治区の [REDACTED] で新規の案件です。

8 番ですが、土地の所在は古山 329-1 の 1 筆の畑で、面積は 41,437 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ古山自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

主事

9 番ですが、土地の所在は古山 326-1 から 345-1 までの 2 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 15,567 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏、借主は、同じ古山自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

10 番ですが、土地の所在は古山 326-5、326-7 の 2 筆の田で、合計面積は 27,151 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏、借主は、同じ古山自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

11 番ですが、土地の所在は古山 632-1 から 632-2 までの 1 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 42,304 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ古山自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

議案の 13 ページをお開き願います。

12 番ですが、土地の所在は熊本 250-1 から 778-3 までの 10 筆の田と 11 筆の畑で、合計面積は 213,623.82 m²です。

賃貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、熊本自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ熊本自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

13 番ですが、土地の所在は熊本 790 の 1 筆の田で、面積は 13,179 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、白老町の [REDACTED] 氏、借主は、同じ熊本自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

主事

議案の 14 ページをお開き願います。

14 番ですが、土地の所在は熊本 1076 から 1081-2 までの 3 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 23,404 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田・畑共に [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、熊本自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ熊本自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

15 番ですが、土地の所在は西三川 321-1 から 346-1 までの 5 筆の田で、合計面積は 40,769 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、熊本自治区の [REDACTED] 氏、同じ熊本自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

16 番ですが、土地の所在は西三川 510-3、517-1 の 2 筆の畑で、合計面積は 19,656 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

17 番ですが、土地の所在は西三川 561 から 569 までの 3 筆の畑で、合計面積は 32,508 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

議案の 15 ページをお開き願います。

18 番ですが、土地の所在は西三川 653 から 655 までの 3 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 30,773 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田・畑共に [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

主事

19 番ですが、土地の所在は西三川 654-1 から 663 までの 1 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 25,246 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田・畑共に [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

20 番ですが、土地の所在は西三川 547-1 から 557 までの 3 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 39,551 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ西三川自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

21 番ですが、土地の所在は西三川 654-1 の 1 筆の畑で、面積は 3,684 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

議案の 16 ページをお開き願います。

22 番ですが、土地の所在は西三川 654-1 から 659 までの 2 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 31,536 m²です。

賃貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田・畑共に [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

23 番ですが、土地の所在は西三川 897 から 902 までの 1 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 9,398 m²です。

賃貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

主事

24 番ですが、土地の所在は西三川 902 から、909-1 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 9,874 m²です。

賃貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

25 番ですが、土地の所在は西三川 903 から 909-1 までの 4 筆の畑で、合計面積は 49,333 m²です。

賃貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

26 番ですが、土地の所在は西三川 909-1 から 939-3 までの 6 筆の畑で、合計面積は 57,740 m²です。

賃貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

議案の 17 ページをお開き願います。

27 番ですが、土地の所在は西三川 393 の 1 筆の畑で、面積は 3,250 m²です。

賃貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

28 番ですが、土地の所在は西三川 851-1、852-1 の 2 筆の畑で、合計面積は 8,996 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、江別市の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

主事

29 番ですが、土地の所在は西三川 881、883 の 2 筆の畑で、合計面積は 52,031 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

30 番ですが、土地の所在は本三川 298-1、301 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 4,802 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ本三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

31 番ですが、土地の所在は本三川 365 から 368-8 までの 3 筆の田で、合計面積は 46,357 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ本三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

32 番ですが、土地の所在は本三川 433 から 438 までの 3 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 32,883 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田 [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ本三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

議案の 18 ページをお開き願います。

33 番ですが、土地の所在は本三川 556 の 1 筆の畑で、面積は 25,728 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ本三川自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

主事

34 番ですが、土地の所在は中三川 1 から 27 までの 6 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 61,856 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、千歳市の [REDACTED] 氏、栗山町の [REDACTED] 氏、長沼町の [REDACTED] 氏、借主は、中三川自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

35 番ですが、土地の所在は中三川 25、32 の 2 筆の田で、合計面積は 34,623 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、千歳市の [REDACTED] 氏、栗山町の [REDACTED] 氏、長沼町の [REDACTED] 氏、借主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

36 番ですが、土地の所在は中三川 32、37 の 2 筆の田で、合計面積は 28,783 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、千歳市の [REDACTED] 氏、栗山町の [REDACTED] 氏、長沼町の [REDACTED] 氏、借主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

議案の 19 ページをお開き願います。

37 番ですが、土地の所在は中三川 526、527 の 2 筆の田で、合計面積は 21,926 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ中三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

38 番ですが、土地の所在は中三川 527 の 1 筆の田で、面積は 22,192 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ中三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

主事 39 番ですが、土地の所在は東三川 1291 から 1598、川端 176-1 から 1800 までの 7 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 86,348 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED] 氏、借主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

40 番ですが、土地の所在は東三川 3041 から 3044 までの 2 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 31,238 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 2 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、石狩市の [REDACTED] 氏、借主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

41 番ですが、土地の所在は川端 2540, 2542 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 33,144 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED] 氏、借主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏で更新の案件です。

以上で議案第 5 号の 1 番から 41 番までの説明を終わります。

議長 議案第 5 号の 1 番から 41 番までの説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 5 号の 1 番から 41 番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第5号の1番から41番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

議長 続いて、議案第5号の42番から45番を議題とする前に、会議規則第10条の規定に基づき [REDACTED] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第5号の42番から45番の議事を進めます。事務局から内容の説明を求めます。

主事 議案の20ページをお開き願います。

42番ですが、土地の所在は山形96-1から118までの3筆の田と4筆の畑で、合計面積は63,360.77㎡です。

賃貸借期間は、令和12年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、10a当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、長沼町の [REDACTED] 氏、借主は、 [REDACTED] で更新の案件です。

43番ですが、土地の所在は山形424から575-1までの3筆の田と3筆の畑で、合計面積は2,975㎡です。

賃貸借期間は、令和12年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、10a当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、山形自治区の [REDACTED] 氏、借主は、 [REDACTED] で更新の案件です。

44番ですが、土地の所在は山形573-1の1筆の田で、面積は12,714㎡です。

賃貸借期間は、令和12年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、10a当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本町の [REDACTED] 氏、借主は、 [REDACTED] で更新の案件です。

主事 45 番ですが、土地の所在は北栄 1-1 から 3-1 までの 1 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 18,188 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田・畑共に ■■■■■ 円で、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、本町の ■■■■■ 氏、借主は、■■■■■
■■■■■ で更新の案件です。

以上で議案第 5 号の 42 番から 45 番までの説明を終わります。

議長 議案第 5 号の 42 番から 45 番までの説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 5 号の 42 番から 45 番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 5 号の 42 番から 45 番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

■■■■■

議長 議案第 5 号の 42 番から 45 番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしましたので、■■■■■ に報告します。

議長 続いて、議案第 5 号の 46 番から 48 番を議題とする前に、会議規則第 10 条の規定に基づき ■■■■■ には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

■■■■■

議長 それでは議案第5号の46番から48番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 議案の21ページをお願いします。
46番ですが、土地の所在は熊本722、1034-1、本三川171-1、173、三川緑町5-1、8-1の6筆の田で、合計面積は73,113 m²です。

賃貸借期間は、令和10年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、 [REDACTED] 氏で新規の案件です。

47番ですが、土地の所在は三川緑町9-1から13-1までの3筆の田で、合計面積は15,299 m²です。

賃貸借期間は、令和10年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、 [REDACTED] 氏で更新の案件です。

48番ですが、土地の所在は三川緑町60-1の1筆の田で、面積は9,313 m²です。

賃貸借期間は、令和10年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、三川緑町の [REDACTED] 氏、借主は、 [REDACTED] 氏で更新の案件です。

以上で議案第5号の46番から48番までの説明を終わります。

議長 議案第5号の46番から48番までの説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号の46番から48番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員　ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第5号の46番から48番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

議長 議案第 5 号の 46 番から 48 番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしましたので、[REDACTED]に報告します。

議長 それでは、議案第 5 号の 49 番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 議案の 22 ページをお開き願います。

49 番以降は、使用貸借の案件でございます。

49 番ですが、土地の所在は古川 839 から 844 までの 2 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 57,741 m²です。

使用貸借期間は、令和27年11月30日までの20年間です。

貸主は、古川自治区の[]氏、借主は、経営主である[]氏で更新の案件です。

50 番ですが、土地の所在は山柵653から767-1、岩内685-1から689-1までの13筆の田と3筆の畑で、合計面積は75,748㎡です。

使用貸借期間は、令和27年11月30日までの20年間です。

貸主は、山柵自治区の[]氏、借主は、経営主である[]氏で更新の案件です。

51 番ですが、土地の所在は岩内 1795-2 から 2542 までの 10 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 163,487.58 m²です。

使用貸借期間は、令和32年11月30日までの25年間です。

貸主は、岩内自治区の[]氏、借主は、経営主である[]氏で更新の案件です。

主事 議案の 23 ページをお開き願います。
52 番ですが、土地の所在は古山 243 から 645、熊本 184 から 215 までの 8 筆の田と 6 筆の畑で、合計面積は 106,630 m² です。
使用貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間です。
貸主は、恵庭市の■■■■氏、借主は、経営主である■■■■氏で更新の案件です。
以上で議案第 5 号の 49 番から 52 番までの説明を終わります。

議長 議案第 5 号 49 番から 52 番までの説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 5 号の 49 番から 52 番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 5 号の 49 番から 52 番までについては、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 14 時 20 分)

議事録署名委員

15 番 北川 正則



2 番 杉本 道哉

